

平成 23 年 9 月 28 日

金融庁総務企画局企画課信用機構企画室 御中

一般社団法人全国銀行協会

「預金保険法の一部を改正する法律」の施行に伴う
関係政令・内閣府令案等に対する意見等について

今般、標記関係政令・内閣府令案（平成 23 年 8 月 29 日公表）に対する意見を別紙
のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

「預金保険法の一部を改正する法律」の施行に伴う関係政令・内閣府令案等に対する意見等について

一般社団法人全国銀行協会

項番	該当箇所	意見等	理由
1	法第 58 条の 3 第 1 項に規定する措置に関する内閣府令全般	金融機関は、施行日（改正法公布後 1 年以内の政令で定める日）までにこれらの措置についてマニュアル等の整備を行う（システム対応を伴う場合は、合理的な期間でのシステム開発計画を策定）とされているが、システム開発を伴う場合、施行日までに合理的な期間で開発ができる計画を策定すればよく、開発着手までは求められないとの理解でよいか。例えば、システム開発計画の策定とは、概算規模の算出により合理的期間内での開発の目処が確認することができるような、開発予算措置を講じる概念を含むとの理解でよいか。	施行日までに金融機関が対応すべき具体的な内容を確認したいため。
2	法第 58 条の 3 第 1 項に規定する措置に関する内閣府令全般	上記項番 1 に関連し、システム開発を伴う場合、マニュアルの整備については、当該開発の内容にもとづき策定することと考えられるため、施行日までシステム開発の概要をベースにしたマニュアルの整備を行い、その後、合理的期間でのシステム開発の進捗にあわせて当該マニュアルの修正を行うという理解でよいか。	施行日までに金融機関が対応すべき具体的な内容を確認したいため。また特にシステム対応が前提となっている場合にマニュアル（事務手順）のみ施行日までに内容を確定させることが難しいため。
3	法第 58 条の 3 第 1 項に規定する措置に関する内閣府令全般	システム開発する場合の合理的な期間は、既存システムへの負荷や東日本大震災による金融機関の経営環境への影響等を十分考慮したものとしていただきたい。	システム開発計画を策定する際に、投資金額を見積もるうえで、開発期間は重要な項目であるため。

4	法第 58 条の 3 第 1 項に規定する措置に関する内閣府令全般	払戻し可能な部分（付保預金）と払戻しできない部分（非付保預金）に速やかに分別管理できるようにするための体制整備に関しては、口座分割に限定するのではなく、同様の分別管理の効果が出せるものであれば、各金融機関の実情（既存システムや事務取扱面等）に応じて、各金融機関の判断において体制を整備することで問題ないとの理解でよいか。	迅速な払戻し方法の選択は、各金融機関に委ねられていることを確認したいため。
5	法第 58 条の 3 第 1 項に規定する措置に関する内閣府令第 1 条第 1 項第 4 号	内閣府令の内容では、具体的な検討に着手するための情報量が足りないため、詳細な記載がある取扱要領のようなものを参考情報としてご提示いただいたうえで、金融機関等の意見をご聴取いただきたい。	今回の内閣府令では、金融機関側で対応すべき内容がわかりづらく、具体的な体制整備を検討するうえで詳細な取扱要領が必要なため。 また、金融機関等の意見をご聴取いただいた方が、実効性のある措置が取れるものと思料するため。

以 上